

## 電源開発促進税納税申告書の書き方

- 1 この用紙は、電源開発促進税の納税申告書（期限内申告書、期限後申告書、修正申告書）として使用してください。
- 2 不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。  
なお、※印欄には、記載しないでください。
- 3 この用紙は、次により記載してください。  
なお、修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を記載します。
  - (1) 標題の「令和 年 月分」の箇所には、申告しようとする販売電気の料金の支払を受ける権利が確定した日の属する年月（自家使用販売電気については、当該電気の電力量の計算の基礎となる期間の終了する日の属する年月）を記載します。
  - (2) 「同上代理人」欄には、代理人の名で申告書を提出する場合（あらかじめ「申告・申請等事務代理人届出書(CC2-3004)」を提出している場合に限り、）における代理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載します。
  - (3) 「電力量」欄には、販売電気の区分ごとに、それぞれの電力量を記載します。
  - (4) 「①」欄には、「電力量」の合計数量を記載します。
  - (5) 「②」欄には、「①」欄に記載した数量に電源開発促進税の税率を乗じて得た金額を記載します。
  - (6) 「③」欄には、納付すべき税額を記載します。  
なお、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その金額の全額が100円未満のときは、「00」を二重線で抹消し「0」と記載します。
  - (7) 修正申告書を提出する場合には、「④」欄に修正申告をする直前に提出した納税申告書の「③」欄の金額又は修正申告の直前に受けた更正通知書若しくは決定通知書の「調査額」欄のうち「③」欄に相当する金額を記載のうえ、「⑤」欄に③－④の算式により計算した金額を記載します。
  - (8) 「⑦」欄には、期限後申告書を提出する場合は、法律で定める申告期限内に申告書を提出できなかった理由及び事情を記載し、また、修正申告書を提出する場合は、修正申告書を提出することとなった理由及び事情を記載します。
  - (9) 推計自家使用販売電気の電力量の計算方法等の明細については、「電源開発促進税納税申告書付表」(CC2-3901-2)を添付してください。  
なお、既に提出した電源開発促進税納税申告書付表と同様であるため当該付表の添付を必要としない場合には、「⑥」欄の「別添電源開発促進税納税申告書付表 通のほか、」を二重線で抹消します。